

まつもとほうじん

平成30年
(2018年) 1月号
第516号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



松本の新春行事「あめ市」では、塩取合戦、あめ即売会、子ども達の福だるま売り等が賑やかに開催されるよ！

- 主な記事 -

税務署長・会長新年ご挨拶.....	2頁
税についての作文.....	3頁
税務ポイント.....	4頁
労務レポート.....	5頁
皆さんこんにちは・宮尾文夫氏.....	6頁
頑張ってます・荻原真貴子さん.....	6頁
部会紹介シリーズ 行ってきました！中央部会 等...	7頁
青年部・女性部コーナー.....	8頁
1月の予定、部会便り 等.....	9頁
当会役員・監事年賀.....	10頁
会員福利厚生制度PR.....	11頁
インフォメーションコーナー、 地区トピックス、川柳コーナー、あとがき...	12頁
冬期特別研修会(2/23開催)のお知らせ.....	付録
会員親睦ボウリング大会参加者募集.....	付録

毎年1月の第2日曜日に行われる「松本あめ市」は、永禄11年(1568年)から450年続く商都松本の伝統

行事で、中央部会を含む商業地を主会場として行われています。歩行者天国となる14日には、七福神が加わる時代行列、塩取合戦、全国あめ博覧会(即売会) 子供たちの福だるま売りなど多彩な行事が行われ、新春を祝い、その年の幸福を願う多くの市民でにぎわいを見せます。

(横沢敏編集委員)

第10回

行ってきました!
～中央部会～

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当



松本税務署長 佐塚重人

平成 30 年

謹 賀 新 年



一般社団法人松本法人会 会長 神澤陸雄

平成30年の年頭にあたり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

一般社団法人松本法人会の皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

貴会におかれましては、税務に関する研修会や租税教育への取り組みなど、様々な活動を通じて正しい税知識の普及と納税道義の高揚に多大な貢献をされますとともに、地域社会の健全な発展にも寄与されており、深く敬意を表する次第です。

さて、間もなく、平成29年分の所得税等の確定申告期を迎える時期となります。

本年も、税務署 1階におきまして申告相談会場を開設することとしておりますが、毎年会場には多くの納税者の皆様が登場し、大変混雑いたします。所得税等の確定申告の際には、是非とも国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」を活用して、ご自宅で確定申告書を作成し、郵送による提出、あるいはe-Taxによる送信など、ICTを活用した申告にご協力をお願いするとともに、確定申告書を提出される従業員の皆様に対しましても、「確定申告書等作成コーナー」の利用について社内広報等による働き掛けをお願いいたします。

なお、納税につきましては、「振替納税」及び「ダイレクト納付」のご利用をお勧めしております。「ダイレクト納付」は、所得税及び復興特別所得税だけでなく、全税目での利用が可能となっており、特に、毎月納付される源泉所得税など利用回数の多い手続きには大変便利です。「確定申告書等作成コーナー」「e-Tax」等と併せてご利用いただき、期限内の申告・納税にご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

また、消費税につきましては、消費税率10%への引上げ及び、食料品などを対象とする軽減税率制度の導入が、来年の10月1日と近づいてまいりました。引き続きあらゆる機会を通じて円滑な導入・定着に向けた周知・広報に取り組んでまいりますので、法人会の皆様方にもご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに当たり、平成30年が皆様方にとりまして幸多き年になりますことをご祈念申し上げます。新年のあいさつとさせていただきます。

新年おめでとうございます。皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は当会の運営にあたりまして、深いご理解と絶大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。29年度もお陰様で、これまで予定いたしました当会の基本事業であります税務研修会や企業経営に資する研修会、租税教育活動や献血活動、奉仕活動といった社会貢献活動も無事に終了し、会長としての責務を果たすことができたものと考えております。

これもひとえに会員の皆様をはじめ、税務ご当局や関係団体各位、地域の皆様方のお力添えの賜物と改めて深く感謝申し上げます。今後もこうした活動を通じて、会員企業、そして地域社会のお役に立てるよう目指して参りたいと考えておりますので、皆様におかれましては引き続き、各種行事へ積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。

さて、現在、我が国の政治経済状況につきましては、昨年総選挙にて与党が改めて国民からの信任を得て、安倍政権の下で継続して諸政策が実施されることとなりました。経済面では政府、日銀の積極的な経済政策の下、株価が好調に推移するなど、統計上は緩やかな回復基調が続いているとされていますが依然として力強さを欠いている状況でございます。一方で海外に目を向ければ、米国トランプ政権の保護主義的な動きなどにより、主要国の政策協調に軋みが生じていることに加え、隣国北朝鮮問題など、日本を取り巻く外部環境は不確実性を増しております。政府には全ての国民が安心して豊かな生活を送れるように多角的で実効性のある戦略を打ち出し、好循環の輪が地域の経済と雇用を担う地方企業にまで広がるよう力強いリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

そのような中ではございますが、当会はこれからも税のオピニオンリーダーとして、税制改正に関する提言活動、租税教育等の啓発活動、そして基本事業であります税務研修会、企業経営に資する研修会の開催などの活動を積極的に展開していく所存でございます。

特に本年当会は社団化45周年を迎えることとなります。歴代役員の皆様の熱意と責任感、そして会員の皆様のご理解、ご協力により、節目の年を迎えられますことに感謝し、飛躍の年とすべく、各種事業を実施したいと考えておりますので従来にも増してご協力賜りますようお願い申し上げます。

新しい年を迎えるにあたり、会員企業と関係者各位、そして地域の皆様方のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。

税についての 作文 コンクール

全国納税貯蓄組合連合会会長賞

「税から受けた恩恵」

松本市立松島中学校 三年 小川 清香

数年前、消費税が八%に増税された。そして、数年後には十%に引き上げられるという話も出ている。私は初めてこの話を耳にしたとき、「何か買うとき、値段が高くなってしまふ。嫌だなあ。」と感じ、消費税増税をあまり快く思わなかった。しかし、自分の身が税金によって支えられていることを知って、税金のことに興味を持った。

私は先天性心臓疾患・ファロー四徴症の症状を持っている。一歳の時に手術を受けた。その時に自立支援医療（育成医療）というものを利用した。これは、今ある疾患を放置すると将来障害が残ると認められる子が、手術等の確実な効果が期待できる治療を行う場合に、公費でその治療費の一部を負担する制度である。この制度によって、手術の際の自己負担額は医療費の一割となった。また、現在は小児慢性特定疾患治療研究事業というものによって、医療費の一部を公費で負担してもらっている。さらに、心臓カテーテル検査の時の入院費も、自己負担は毎回支払う定額だけで済んだ。

私はこのことを知ってとても驚いた。自分のこんなに身近なところで税金が使われているなんて初めて知ったし、私自身、そして家族も税金によって助けられていたなんて思ってもみなかった。税金は、本当に身近で私たちの生活を支えてくれているのだということを実感した。

このような制度は社会保障に含まれている。

社会保障は現在の日本の支出トップである。日本では少子高齢化が進んでいて、今後さらに社会保障の重要度が増していくと考えられる。だがその費用を負担する働き手、つまり若者は減少傾向にある。

こういう現状を考えると、消費税増税は避けることができないかもしれないと考えようになった。今、私のような境遇に置かれている人はたくさんいるし、これから高齢者も増えていくと考えられる。だからこそ、皆で協力し合っていくべきだ。一人一人の小さな積み重ねが大きな成果を呼ぶ。

消費税増税に対して、以前の私のように嫌な印象を持っている人は多いと思う。多分それは、税金がどのように使われているか、どのように私たちの生活に影響しているか知らないからだと思う。税金がどのように私たちの生活を助けてくれているかがわかれば、「税金を払いたくない」なんて思うことはできないはずだ。

今の日本には助け合うことが求められている。私たちが使っている教科書も税金によって無償で支給されている。税金によって私たちの生活がよりよくなっていることを忘れてはならない。私はたくさんの人の助けによって今、ここに生きている。そのことを心に留めて、生きていることに感謝しながら、一人でも多くの人に恩返しができるよう、頑張っていきたい。

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

税務ポイント

[会社の税務 よろず相談室¹¹⁸]法人税その44

所得拡大促進税制の見直し

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の拡充

Q．所得拡大促進税制の見直しについて教えてください。

A．企業の賃上げに対するインセンティブを強化するため、所得拡大促進税制の税額控除が拡大されました。同税制は、基準事業年度（注）の給与等支給額と比較し、適用年度の給与等支給額が一定割合以上増加している場合に、その増加額の10%を税額控除できる制度でしたが、適用要件を一部変更し、法人の区分に応じ見直しが行われました。

（注）基準事業年度とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。

1. 適用要件（改正前）

給与等支給総額：平成24年度から一定割合以上増加

給与等支給総額：前年度以上

平均給与等支給額：前年度を上回る

2. 法人の区分と変更概要

イ．中小企業者等以外の法人

- ・適用要件、は変更なし。については、前年度比2%以上増に変更。
- ・前年度比で2%以上賃上げをした場合、従来の10%税額控除に加え、2%上乗せした12%税額控除が適用できますが、賃上げ率が2%未満の場合は税制の適用が受けられなくなります。

ロ．中小企業者等

- ・適用要件～は変更なし。加えて 平均給与等支給額：前年度比2%以上増の要件を追加
- ・前年度比で2%以上賃上げをした場合、従来の10%税額控除に加え、12%上乗せした22%税額控除が適用できます。また、賃上げ率が2%未満の場合でも平均給与等支給額が前事業年度を上回っていれば、従来の10%税額控除が受けられます。

3. 適用時期

平成29年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

（税制委員会：二木正文、忠地祐一、川窪光弘グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

＜イメージ図＞

	改正前	改正後
中小企業者等以外	<p>【要件】</p> <p>① 給与等支給総額：平成24年度から一定割合以上増加 ② 給与等支給総額：前年度以上 ③ 平均給与等支給額：前年度を上回る</p> <p>【税額控除限度額】</p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10%</p> <p>《要件①の増加要件割合》</p>	<p>【要件】</p> <p>①・② 変更なし ③ 平均給与等支給額：前年度比2%以上増の要件に変更</p> <p>【税額控除限度額】</p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10% + 前年度からの増加額に対して2%</p>
中小企業者等	<p>【要件】</p> <p>①～③ 中小企業者等以外と同じ ※ ただし、①の増加割合は以下のとおり</p> <p>【税額控除限度額】</p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10%</p> <p>《要件①の増加要件割合》</p>	<p>【要件】</p> <p>1 ①～③ 変更なし 2 ①～③ 変更なし ④ 平均給与等支給額：前年度比2%以上増の要件を追加</p> <p>【税額控除限度額】</p> <p>要件1を満たす場合 ・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10%</p> <p>要件2を満たす場合 ・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10% + 給与等支給総額の前年度からの増加額に対して12%</p>

労務レポート

有期契約社員の無期転換ルールにつきまして

社会保険労務士 高砂 礼次



労働契約法の改正により平成30年4月1日から有期契約社員の無期転換ルールが適用されることになりました。この措置は、有期労働契約が更新されて通算5年を超えた時には、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

対象となる有期契約社員は、雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方が対象となります。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

こうした方が、同一の使用者（企業）との間で締結された2以上の有期労働契約が通算契約期間5年を超えた際（1つの契約で5年超は該当しない）に、現在締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に無期転換への申込をした場合には使用者（企業）は当該申し込みを断ることは出来ません。

これにより、契約期間は無期化されます（正社員化ではありません）。労働条件（職務、勤務地、賃金、労働条件等）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。

通算契約期間5年の対象となるのは、平成25年4月1日以降に締結・更新された労働契約です。したがって平成30年4月1日以降、無期転換の申し込みが本格化していくことが予想されるのです。

なお、有期労働契約期間を通算しなくてよい「クーリング期間」も定められており、有期労働契約の間に契約のない空白期間が6カ月（有期労働契約が1年未満の場合はその契約期間に2分の1を乗じて得た期間）以上ある場合は、前後の有期労働契約を通算しないことになっています。

また、無期転換の例外として高齢者の再雇用があげられます。この場合、適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、定年に達した後、引き続いて雇用される有期契約労働者については、その事業主に引き続き雇用される期間は無期転換申込権が発生しません。

無期転換ルールを労働者が希望する際には、締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に労働者が権利を行使する必要があります。雇止め後には権利を行使できません。この制度につきましては、権利の行使についての意思確認は積極的に会社側から行

った方が良いと思われます。（内密にしておいて、突然権利を行使されると紛争のもとになります。）

使用者（企業）には、このルールに対して「無期転換を発生させない」、つまり有期契約で最大でも5年で満了するようにするか、「無期転換に備える」か、どちらかの対応をとらなければなりません。「無期転換に備える」のならば、「無期転換申込書」を作成することや、転換者に関する労働条件や身分等の事項を、就業規則に明記するなどの準備が必要となります（平成30年3月初旬までに準備したいものです）。

有期社員の転換方法には、主に次の3タイプがあります。

雇用期間の変更

契約期間が有期から無期に変更となります。労働契約の中では「契約期間」を「期間の定めがないもの」とすることで足りる。

多様な正社員への転換

いわゆる「正社員」と比較して、勤務地（転勤がない）や労働時間（残業時間に制約）、職務などの労働条件に制約を設けた「多様な正社員」への転換です。

正社員への転換

業務内容に制約がなく、入社後定年に達するまで勤務することを想定した一般的な「正社員」への転換です。

上記に転換された社員には、それぞれの立場に応じて、処遇面や労働条件に差異が生じますが、それぞれ根拠を明らかにして、合理的な説明がつくようにしておくことが重要です。

来年4月からの新ルール適応に対して、以上の様な準備やご対応をしていただきと思います。いずれにしても、労使で協力して自分たちの企業は自分たちで飽くなき挑戦をして良き企業を作って行っていただくことを切に願いレポートといたします。

今回は、60時間超え時間外労働割増賃金等につきまして、H31・4から中小企業にも適用される予定でしたが猶予が延びています。その内容につきましてレポートいたします。

高砂社会保険労務士事務所

〒399-0703 塩尻市広丘高出2226-10 TEL・FAX 0263-54-2690



皆さん
こんにちは♪

富士コムテック(株)
松本市島立
代表取締役 宮尾 文夫 氏

『無限の力で変わり続けます!』

松本市島立にございま
す富士コムテック(株)の宮
尾文夫社長にお話を伺い
ました。当社は昭和53年
に(有)富士工機メンテナ

スとして設立され、宮尾社長は設立メンバーとして様
々な部門を担当され、平成10年に3代目となる代表に
ご就任。平成12年には本社を松本市に移転すると共に、
現在の社名に変更され、本年は節目の創立40周年を迎
えます。

情報・通信システム、セキュリティ製品などの施
工、保守/管理を提供されている企業ですが、宮尾社
長が大切にしているのは「日頃仕事に取り組む姿勢」
です。どのような業務でも、一つ一つの仕事をどれだ
け真面目に、誠意をもって取り組んでいるかは、日頃
の仕事に対する姿勢で相手に自然と通じるものだとお
考えです。

また、人材育成面も重要視
されております。目まぐるし
い速度で技術進歩が続く業界
ですので、常に学んでいくこ
とが求められます。こうした
環境に対応することで従業員
も、会社も成長し続け、無限
の力を発揮する企業を目指し
ているそうです。

休日はゴルフを楽しんだり、
歴史小説をお読みになり、仕
事を離れた時間を楽しまれる
そうです。節目の年、新たな
一歩に期待が膨らみます。

(川船昌子編集委員)

今年もよろしく
お願いします。
けんた



頑張ってます!!

『松本発のクラフトビ
ールをお届けしたい』

(株)松本ブルワリー
松本市中央

荻原 真貴子さん



「BARのまち」
とも呼ばれる松本
に開業して2年と
なる松本ブルワ
リー。その会社の経
理全般と直営店
「タッブルーム」
の運営を担当して
います。女鳥羽川
に架かる一ツ橋を
少し南に入った隠
れ家的な立地で営
業していますが、
地元の方だけでは
なく、海外からの
方も含め多くの観

光客にもご利用いただいています。松本山雅FCと
アウェイのサポーターが交歓したり、お客様同士で
おすすめの観光情報を教えあうなど、ビールを介し
た社交の場となる場面もよく見かけるようになりました。
現在4種類の委託醸造によるクラフトビール
を樽生と瓶で提供していますが、今春には市内で自
社工場が醸造を開始する予定です。

宮崎県出身で、信州大学に進学し、そのまま松
本で事務職として働いていましたが、もともとお酒
が好きなこともあり、ピアフェス信州などのイベン
トにボランティアとして参加する中で、松本初のク
ラフトビール会社と一緒に声をかけられ、28年4
月のオープンより働いています。

松本は水も空気もきれいで農産物にも恵まれてい
ますので、おいしいビールを造るのには最適な環境
です。地場のリンゴやブドウなどを使った松本なら
では個性豊かなビールを多くの方々に楽しんでい
ただけるように頑張っています。(横沢敏編集委員)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

松本法人会 部会紹介 シリーズ

第10回 行ってきました! 中央部会

～商都松本の新春は松本あめ市から～

女鳥羽川左岸の中心市街地に位置する中央部会は、16世紀末に始まる城下町の整備の中で商人や職人が集積するエリアがもととなっています。そのため江戸時代から続く老舗企業も多く所属する一方、郵便局や金融機関、大型商業施設などが立地する利便性から若者による創業も後を絶ちません。昨秋には県内最大級の商業施設が、今春には地元大手新聞社の本社も移転してきます。松本駅から、松本市役所からもともに徒歩圏内で、エリア内とその周辺には美術館、芸術館などの文化施設にも恵まれ、マンションなどの集合住宅の建設も相次いでいます。



天神祭り、ぼんぼん・青山様、えびす講など江戸時代から伝わる城下町の伝統行事が現在でも続けられています。中でもあめ市は「敵に塩を送る」ということわざのもととなる「義塩伝説」を

ベースに、その時代時代で名称を「塩市」や「初市」と変え、また、商家の子供たちによる福だるま売りで商業後継者の養成を図るなど、商魂のたくましさを感じさせるイベントとして続いてきました。これからも松本の経済や暮らしの中心として新たな伝統を加えながら発展し続けることでしょう。(横沢敏編集委員)



中央部会

該当エリア：松本市中央2、3、4丁目

会員数：95社

部会長：手塚 勝彦氏 (株)中惣

部会長より：“商都松本”を支えてきた老舗企業も多く所属している中央部会。大勢の観光客が訪れる中町通りや美術館、地元の方で賑わう話題の商業施設など様々な魅力のある地域です。会員増強には苦労していますが、これからも宜しく願いいたします。

平成30年度税制改正に関する提言活動



H29.12.18 下条みつ議員

法人会では毎年、適正・公平な税制の実現を目指して、建設的な提言活動を全国的に実施しており、松本法人会でも、地元選出の国会議員ならびに地方自治体などに対する提言活動に取り組んでおります。

本年度は下条みつ衆議院議員(希望の党) 務台俊介衆議院議員事務所(自由民主党) 松本市役所(市長・市議会議長)を百瀬幸子税制委員長が訪問して、30年度税制改正に関する提言活動を行いました。(松本市以外の管内自治体に対しては首長、議会議長あてに提言書を送付いたしました。)



H29.12.14 松本市坪田副市長



H29.12.13 務台議員事務所



H29.12.8 上條松本市議会議長

青年部コーナー

山辺小学校租税教室での講師役を担当

12月8日(金)、松本市立山辺小学校6年生を対象として行われた租税教室において、青年部第五委員長川出哲敬氏(株滝澤工務店)が講師役を担当しました。児童たちには普段あまり馴染みのない「税」について、クイズやアニメを活用しながら楽しく学んでもらいました。授業終了後には児童たちからお礼に素敵な合唱のプレゼントを頂くことが出来ました。



租税教室の様子

12月例会『六次産業(農業・加工・販売)について～地域資源を活用した「うなぎいも」の取り組み～』を開催

12月11日(月)、12月例会を開催いたしました(担当 第二委員会:辻谷洋一委員長(有山のたこ平)、講師に静岡県浜松市で特産品のうなぎを活用したオリジナルのさつまいも「うなぎいも」による六次産業(農業・加工・販売)に取り組む伊藤拓馬さん(うなぎいも協同組合理事長)をお迎えし、地域資源を活用した産業育成について学んでいただきました。



講師の伊藤拓馬氏

女性部コーナー

松本児童園への地域社会貢献活動を実施

女性部では地域社会貢献活動として、児童養護施設松本児童園へ、寄附金と日用品などの物品贈呈と奉仕活動を続けております。

本年度も12月11日(月)に女性部正副部長5名が松本児童園を訪問し、会員から寄せられた善意をお届けしました。また、当日はタオルを加工して、施設で生活する子ども達が使う「お手拭き」を縫う奉仕活動も行ってきました。

皆様、ご協力誠にありがとうございました。



▲作田部長(左から二人目)から寄付金から贈呈されました

▶奉仕作業の様子



新年特別例会 ご案内

女性部では下記により新年特別例会を開催いたします。(お問い合わせは☎35-8080)

- 日時 30年 1月23日(火) 午後 3時30分
- 内容 研修会「心身の健康づくり～楽しいレクリエーション～」・懇親会
- 講師 佐藤 陽子 氏(元信州大学医学部保健学科教授 作業療法士)
- 会場 深志神社「梅風閣」
- 会費 5,000円

どこでも申告・納税
インターネット(http://www.e-tax.nta.go.jp)

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



部員募集中!!

詳しくはチラシをご覧ください

1月の予定

10日税制委グループ会議、納税関係団体連絡協議会
 11日総務委員会 12日
 青年部第三委員会、幹事会
 19日正副会長会・役員会、
 合同委員会・賀詞交換会
 23日女性部新年特別例会
 30日決算説明会



決算説明会（法人税・消費税の説明会/12月決算法人対象）
 1月30日(火) 午後2時より 大同生命松本ビル1階会議室

第100回税制勉強会開催のお知らせ

「大人の租税塾」

本年度3回目となります。税制勉強会を下記要領にて開催いたします。

日時 平成30年2月7日(水) 午後2時開始
 会場 大同生命松本ビル1階第一会議室
 内容 「大人のための租税塾」
 講師 松本税務署 玉川副署長
 受講料 無料
 お申込 事務局まで(0263-35-8080)
 大勢の皆様のご参加をお待ちしています。

部会便り

奈川部会と波田部会の
交流会が開催されました

12月18日(月)、奈川部会と波田部会の役員を中心とした有志にお集まりいただき交流会が開催されました。お近くの部会同士がより一層関係を深めることを目的に、奈川地区と波



田地区で交互に開催しており、今回は波田地区での開催となりました。

こうした繋がりがより一層広がり、法人会活動を盛り上げていただければ幸いです。

塩尻部会
会員親睦研修旅行のご案内

塩尻部会では、今年度も親睦研修旅行を開催します。今回は、「熱海温泉に泊まる古都鎌倉の旅」を企画いたしました。皆様、お誘い合わせの上、是非ご参加ください。

【旅行概要】

開催日：平成30年2月25日(日)～26日(月)

1泊2日の旅

旅行先：熱海、鎌倉方面

1日目 「キリン富士御殿場蒸留所」見学 沼津にて昼食 「三島スカイウォーク」散策 「熱海梅園」散策 熱海温泉宿泊

2日目 高德院「鎌倉大仏」見学 「長谷観音」参拝 鎌倉にて昼食 「鶴岡八幡宮・小町通り」付近散策

宿泊先：熱海温泉「大観荘」 5～6名のお部屋となります。1人部屋はございません。

定員：20名（先着順：定員になり次第締切）
 対象：塩尻部会の会員及び会員事業所の従業員等

締切：平成30年1月19日(金)

参加費：28,000円

その他：旅行案内や申込書、また、参加ご希望の方は塩尻部会事務局までご連絡ください。ご案内を郵送させていただきます。

【塩尻部会事務局（塩尻商工会議所内）
 電話：(0263) 52 0258 担当：太田】



頌 春

平成 30 年
(2018年)

()内は選出部会

会長 神 澤 陸 雄	副会長・厚生委員長・穂高部会長 高 橋 秀 生	副会長・総務委員長 滝 澤 文 雄	副会長・研修委員長 花 岡 貞 夫	副会長・広報委員長 百 瀬 衛 貴 男
副会長・税制委員長 百 瀬 幸 子	副会長・豊科部会長 高 山 政 登	副会長・川手部会長 岩 垂 直 次	副会長・組織委員長 小日向 義 夫	副会長・波田部会長 深 澤 直 久
副会長・塩尻部会長 浜 行 雄	常任理事・青年部長 廣 田 伸 一	常任理事・女性部長・広報副委員長 作 田 永 子	常任理事 中 條 功	常任理事・城西部会長 田 中 鈴 生
常任理事 松 田 好 功	常任理事(西部) 田 中 明 彦	常任理事(南松本) 島 宏 幸	常任理事・厚生副委員長・東部部会長 森 田 章 敬	常任理事・南部部会長 石 垣 貴 広
常任理事・総務副委員長・深志部会長 倉 科 晶 夫	常任理事・研修副委員長 上 條 栄 規	常任理事・組織副委員長・南東部会長 田 内 光 一	常任理事・広報副委員長 浅 川 琢 夫	常任理事・税制副委員長 奥 原 正 司
常任理事・総務副委員長・西北部会長 田 中 幸 一	常任理事・直前青年部長 伊 藤 修	理事・上土部会長 増 田 博 志	理事・今町・六九部会長 大 宮 康 彦	理事・伊勢町部会長 土 屋 忠 史
理事・中央部会長 手 塚 勝 彦	理事・本庄部会長 市 川 興 一	理事・白板部会長 折 井 哲 朗	理事・城東部会長 一 志 誠	理事・北部部会長 金 井 文 彦
理事・南松本部会長 佐 藤 古 寿	理事・芳川部会長 竹 村 治 恭	理事・本郷部会長 山 崎 圭 子	理事・寿部会長 小 林 政 美	理事・西部部会長 吉 澤 隆 夫
理事・南西部会長 中 島 敬 夫	理事・三郷部会長 高 木 一 寿	理事・筑北部会長 関 川 光 寿	理事・安曇部会長 宮 本 孝 幸	理事・梓川部会長 斉 藤 章
理事・堀金部会長 徳 永 喜 久 男	理事・朝日部会長 福 岡 進	理事・山形部会長 小 野 貴 義	理事・奈川部会長 高 宮 善 郎	理事・上高地・白骨温泉旅館部会長 斉 藤 康 行
理事・農協部会長 都 筑 伸 一	理事・研修副委員長 塩 原 悟 文	理事・組織副委員長 清 水 是 昭	理事・税制副委員長 赤 羽 勝 巳	理事・厚生副委員長 高 橋 治 美
理事・青年部長経験者 大 月 清 光	理事・青年部副部長 安 保 充 彦	理事・女性部副部長 忠 地 恵 子	運営審議員(今町・六九) 真 峯 勝 則	運営審議員(中央) 太 田 昌 良
運営審議員(深志) 麿 奉 邦	運営審議員(本庄) 横 内 義 明	運営審議員(東部) 新 井 巻 好	運営審議員(北部) 小 松 伸 好	運営審議員(本郷) 富 成 敏 文
運営審議員(寿) 橋 詰 修	運営審議員(南部) 丸 谷 義 一	運営審議員(南西) 岡 野 敏 明	運営審議員(南東) 林 勇 次	運営審議員(塩尻) 清 水 吉 則
運営審議員(塩尻) 中 野 美 知 子	運営審議員(塩尻) 酒 井 久 徳	運営審議員(豊科) 下 山 邦 雄	運営審議員(豊科) 小 川 原 淨	運営審議員(穂高) 会 田 恵 司
運営審議員(穂高) 菅 澤 一 隆	運営審議員(川手) 望 月 宣 治	運営審議員(川手) 瀧 澤 正 基	運営審議員(波田) 川 澄 博	運営審議員(三郷) 久 根 下 直 敏
運営審議員(筑北) 宮 下 朗	運営審議員(安曇) 上 條 匡 彦	運営審議員(梓川) 小 松 保 久	運営審議員(堀金) 小 松 正 廣	運営審議員(朝日) 渡 辺 一 也
運営審議員(山形) 清 水 敏 昭	運営審議員(奈川) 向 井 康	監事 宮 本 潔	監事 伊 藤 敏 史	監事 柴 田 博 康
事務局一同				

あけましておめでとうございます

謹賀新年

大同生命は「法人会の経営者大型総合保障制度」を通じて、引き続き、会員のみなさまに大きな安心をお届けしてまいります。本年もよろしくお願ひ申しあげます。



DAIDO 大同生命 松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

謹賀新年

2018年1月1日、A I U損害保険株式会社は富士火災海上保険株式会社と合併による経営統合を行い、A I G損害保険株式会社として営業を開始いたしました。

ひきつづき、法人会福利厚生制度の「ビジネスガード」シリーズを会員企業の皆様にお届けしてまいります。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。



A I G損害保険株式会社 松本支店 長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7F
TEL:0263-35-1933



今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じて、会員企業とご家族の皆様へ安心をお届けしてまいります。本年も何卒、よろしくお願ひ申し上げます。

平成三十年

謹賀新年

〈引受保険会社〉 **アフラック 長野支社**
〒380-0823 長野県長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4F 法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505 受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

インフォメーションコーナー

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

税理士法人 望月会計

後継者がいる企業様向け事業承継セミナー

望月総合経営 後継者塾

連続講座
H30
1/30
より全3回

対象の方

- ・ 中小企業を事業承継予定の方
- ・ 承継後間もない方
- ・ 幹部候補の方

【定員】 20名 (先着)
【会場】 望月総合経営 3階研修室
【費用】 全3回 お一人30,000円

学びと出会いの場に

後継者としての心構えや必要なスキルについて全3回で学びます。本講座で共に学び、語り合える後継者仲間を作りましょう。

第1回 【身になる講演会】 平成30年 1月30日(火) 午後2時~4時半
 一部 『事業承継成功33の原則』 著匠せいわ創業者(尚商売繋盛応援団) 木越和夫氏
 二部 『事業承継体験談』 ㈱アシスト&ソリューション代表取締役 古畑俊明氏
 ☆第2回は4月、第3回は6月に開催予定です。

望月総合経営
 税理士法人 **望月会計** 税理士 百瀬幸子 関東信越税理士会 会員
 担当:三澤
 ご質問・お問い合わせは ☎0263-32-4737
 〒390-0875 松本市城西2-5-12

ホームページリンク企業募集！くわしくは事務局まで

株式会社 松本ブルワリー



あなたにAle(Yell/エール)を！地域に潤いを！



直営店：タッブルーム中町店
 松本市中央3-4-21
 0263-31-0081
 13:00~19:00 火曜定休



タッブルーム本町店
 信毎メディアガーデン内に
 来春オープン予定
 ©kuramochi+oguma

川柳コーナー

紅白が

最後の舞台

マイク置く

暮れも飲み

明けても飲んで

寝正月

幸せも

風邪もわが子と

分かち合う

新米



牛つなぎ石(松本市)



松本市本町通りと伊勢町通りとの角は、善行寺街道と野麦街道が交わるところで、日本海からの海産物などはみなここを目指しました。上杉謙信が武田信玄に塩を送ったとされる故事では、この石にその牛を繋いだとされ、あめ市のシンボルとなっています。(横沢敏編集委員)

松本市本町通りと伊勢町通りとの角は、善行寺街道と野麦街道が交わるところで、日本海からの海産物などはみなここを目指しました。上杉謙信が武田信玄に塩を送ったとされる故事では、この石にその牛を繋いだとされ、あめ市のシンボルとなっています。(横沢敏編集委員)

あとかぎ

りんごやお米、ぶどう等の農産物に、素敵な名前の新品種が豊富に出荷されています。安曇野でも栽培されているりんごの新種「千年の輝」は赤みが強く大玉で約20年かけて開発されました。大きく甘みも有り、落果しにくいという長所もあります。お米では福井県産のれんげ米「いちほまれ」、岩手県産の「金色の風」という素敵な名前の新品種が誕生。どちらも甘みや香りが良く、お米マイスターから五つ星の評価を受けているそうです。

ぶどうも昔からあるナイヤガラも大好きですが、シャインマスカット、藤稜など赤や緑、パールと色も豊富です。現在は特に皮ごと食べられるものが人気で、店頭にも数多く並べられており、海外産の「スウィートセレブレーション」や「スカールレットロイヤル」など夢のある名前がつけられています。

長年、研究開発して多くの方のご尽力と自然の中でやっと生み出されていく新しい品種。夢のある名前を付けて頂くことに深い意味があると思います。美味しかったです。ながらも感謝を忘れずにいたいと思います。また、素敵な名前の付けられた新しい品種が出るのを楽しみにしています。(川船)

(本号編集委員) 横沢敏、川船昌子



注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱いについて
 当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
 また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
 発行所
 一般社団法人 松本法人会
 〒390 0814
 長野県松本市本庄1丁目3番10号
 TEL(0263)35 8080
 FAX(0263)36 0839
 編集人 百瀬衛貴男
 (毎月1回1日発行)
 (定価 1部50円)
 印刷所 信州印刷株式会社